

東京都応急対策本部運営要綱

57総災応第533号

昭和58年4月1日

改正 昭和62年5月21日

一部改正 平成15年4月1日

一部改正 平成16年8月1日

一部改正 令和2年7月10日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1 この要綱は、東京都地域防災計画〈風水害編〉、〈火山編〉及び〈大規模事故編〉（以下「地域防災計画」という。）に基づき設置する東京都応急対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(本部の所掌事務)

第2 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。

(本部の構成局)

第3 本部は、次に掲げる局等（以下「本部構成局」という。）をもって構成する。

- (1) 総務局、財務局、福祉保健局、病院経営本部、建設局、港湾局、環境局、水道局、下水道局及び東京消防庁並びに必要な応じ知事が指定する局等
 - (2) 知事の要請による警視庁及び教育庁
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は災害状況その他特に必要と認めるときは、特定の局等によって本部を構成することができる。
- 3 本部構成局の分掌事務は、東京都災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都規則第12号）の規定に基づき、当該局が処理する事務とする。

(本部の設置基準)

第4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特に必要があると認めるときに本部を設置する。

- (1) 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。
- (2) 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。
- (3) 水防警報が発せられたとき。
- (4) 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。
- (5) 局地的災害が発生したとき。

(本部の設置要請等)

第5 本部構成局の局長等の職にある者（以下「局長等」という。）は、本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理監に対して本部の設置を要請するものとする。

- 2 危機管理監は、前項の規定による要請があった場合、その他本部を設置する必要があると認められた場合は、本部の設置を知事に申請するものとする。
- 3 本部長は、本部が設置されたときは、直ちにその旨を局長等に通知しなければならない。
- 4 本部長は、本部が設置された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、本部の設置を通知するものとする。
 - (1) 本部構成局以外の局等の長
 - (2) 区市町村長
 - (3) 陸上自衛隊第1師団長

- (4) 海上自衛隊横須賀地方総監
- (5) 防災担当大臣
- (6) 消防庁長官
- (7) 厚生労働省社会・援護局長

(本部の廃止)

第6 知事は、災害の発生するおそれなくなつたとき若しくは災害に係る応急対策を終了したとき又は東京都災害対策本部条例（昭和37年東京都条例第110号）に基づき災害対策本部を設置したときは、本部を廃止する。

2 本部を廃止したときの通知等は、第5第3項及び第4項に準じて処理する。

(本部長、副本部長、本部員等)

第7 本部には、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

2 本部長は知事をもって充てる。

3 副本部長は副知事をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務局長、財務局長、福祉保健局長、病院経営本部長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長

(2) 警視総監又は教育長が指定する職にある者

(3) 危機管理監

5 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、東京都の職員のうちから本部員を指名することができる。

6 本部構成局に属すべき本部の職員は、通常の行政組織における機関に属する職員のうちから、局長等が指名する。

第2章 本部の運営

(本部会議)

第8 本部長は、災害応急対策の実施に係る重要事項について審議する必要があると認めるときは、本部会議を招集し、会議を主宰する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長に事故あるときは、副本部長のうちからあらかじめ本部長の指名する者がその職を代理する。

(幹事会)

第9 本部の所掌事務の円滑な推進を図り、必要な災害対策上の措置を審議するため、本部には幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、総務局総合防災部長をもって充てる。

4 幹事は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本部員（第7第4項第2号の本部員を除く。）が当該局に属する本部の職員のうちから、あらかじめ指定する課長級の職にある者

(2) 警視総監又は、教育長があらかじめ指定する職にある者

5 幹事長は、必要に応じ幹事を招集し、会議を主宰する。

6 幹事長に事故あるときは、幹事のうちからあらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代行する。

7 幹事長は、災害の状況により幹事会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合は幹事会の審議を経ないで必要な応急措置をとることができる。ただし、幹事長は事後速やかに応急措置の内容を各幹事に報告するものとする。

8 幹事長は、幹事会の審議の経過及び結果について随時危機管理監に報告するものとする。

(本部長の指示等)

第10 本部長は、本部構成局（警視庁及び教育庁を除く。）の局長等に対し災害応急措置の実施を指示するものとする。

2 本部長は、警視總監又は教育長に対し、必要な災害応急措置の実施を求めることができる。
（支庁長の措置要請）

第11 支庁長は、管轄区域内において災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、当該管轄区域内にある都の機関に対し、必要な措置の実施を要請することができる。

第3章 本部の職員配備態勢等

（職員配備態勢の指令）

第12 知事は、本部を設置したときは、本部構成局に対し職員配備態勢の指令を発するものとする。

2 局長等は、職員配備態勢の指令が発せられたときは、本部の職員を配備するものとする。

3 知事が必要と認めるときは、東京都災害対策本部の構成局の局長に対し、第12第1項に加え、東京都災害対策本部運営要綱（昭和38年4月8日付38総行災第42号）第8第1項第1号で定める非常配備態勢の職員区分に準じた態勢の指令を発し、現地機動班要員を配備することができる。

（職員配備態勢の種別）

第13 本部の職員配備態勢の種別及びその内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 情報連絡態勢

災害の発生を防ぎよするための通信情報活動を主とする態勢とし、各本部構成局が定める。

(2) 応急配備態勢

情報連絡態勢を強化し、災害が発生した場合には応急対策活動を実施する態勢とし、各本部構成局が定める。

（職員配備態勢の報告等）

第14 局長等は職員配備態勢が発せられたときは、所属する本部職員を所定の部署に配置するとともに職員配備状況について危機管理監に報告又は通報するものとする。態勢を変更した場合も同様とする。

（情報連絡）

第15 災害に関する情報の収集及び伝達は、危機管理監が処理する。

第4章 雑 則

（本部の財務）

第16 本部の財務については、東京都災害対策本部運営要綱第12章の規定に準じて処理する。

（本部の庶務）

第17 本部会議及び幹事会その他本部の庶務は、総務局総合防災部において処理する。

（委 任）

第18 本部の運営については、地域防災計画及び本要綱に定めるもののほか、総務局長が別に定める。